

# 改正利息制限法の施行に伴う 提携ATM利用時のお知らせ

～当金庫のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ～

平成22年6月18日以降、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるお客様のATM利用手数料と、実際にお客様にご負担いただく手数料が相違する（お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなる）場合がございます。

これは、利息制限法の改正により、以下のようなお取引では、一定金額を超えるATM利用手数料が利息とみなされるための対応で、ATM利用手数料が一定金額を超えるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料の一部を当金庫が負担させていただきます。

この場合、ATM画面やATMのご利用時に発行される利用明細票には、当金庫負担分を含むATM利用手数料が表示される場合がありますが、**お客様の通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されます**のでご了解ください。

## ＜当金庫以外の提携ATMご利用時のお取引の内容＞

- ・ローンカードによるお借入・ご返済
- ・キャッシュカードによる出金時に残高不足によりお借入が発生する場合
- ・キャッシュカードによる入金時に借入残高のご返済が行われる場合

お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなるのは、以上の取引のうちの一部のみです。詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせください。

ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

～当金庫以外の提携金融機関のキャッシュカード・ローンカードをお持ちのお客様へ～

本件に係る対応は、金融機関によって異なりますので、詳細は預金口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。